

令和元年10月31日

法教育推進協議会教材作成部会委員 小 貫 篤
(筑波大学附属駒場中・高等学校教諭)

法教育授業実践報告

(高校生向け法教育教材－紛争解決・司法－

指導案「民事紛争解決①～民事裁判・けがの責任をめぐって～」)

1 実施日時

令和元年9月18日(水)午後2時10分～午後3時(第6時限)

2 実施校等

(1) 実施校

筑波大学附属駒場高等学校

(2) 学年

第2学年

(3) 教科等

公民科「政治・経済」

(4) 指導者

同校教諭 小 貫 篤

3 単元等

(1) 単元(学習指導要領における位置付け)

法の意義と機能(高等学校学習指導要領「政治・経済」の大項目「(1)現代の政治」の中項目「(ア)民主政治の基本原則と日本国憲法」)

(2) 目標

ア 法は個人の権利を擁護するとともに社会の秩序を維持する機能を有していることを理解できる。(知識・技能)

イ 第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を身に付ける。(思考・判断・表現)

ウ 法の意義と機能についての自らの考えを調整しようとする態度がある。(主体的に学習に取り組む態度)

(3) 指導計画

1時間目 民事裁判・けがの責任をめぐって(本時)

4 本時

(1) 目標

第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を身に付ける。

(2) 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ●課題把握 ・「ワークシート」【別紙1】、「資料1 事案の概要」【別紙2】(教材P72)を配布する。 ・別紙2を読ませる。 ・ワークシート3(教材P73資料資料2を基に作成)の原告、被告の言い分を読ませる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「6歳以上の子ども向け遊具」とは、遊具に注意喚起のシールが貼ってある状態の遊具であることを説明する。
展開① (15分)	<ul style="list-style-type: none"> ●法的な考え方を習得1 ・民法第709条「不法行為」を説明する。 ●法的な考え方を活用1 ・問1「クリステルに過失があると判断するか、ないと判断するか」を個人及びグループで考えさせる。 具体的には、自分が裁判官なら、クリステルに過失があると判断するか、ないと判断するか考えさせる。 ①太郎のけがを予見できたか。 ②クリステルの行動により太郎のけがは回避できたか。 ・発表させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法第709条で示されている「過失」の意味(予見可能であったにもかかわらず回避しない)を説明する。 ・「予見できたか」、「回避義務を怠ったか」の2点を考えさせる。 ・この段階で「子どもを見守る」という契約に違反している」という意見が出てきた場合、意見を板書しておく。 ・「私人の責任ではなく行政の責任が問われるべき」という意見が出てきた場合は板書しておいて、今は「クリステルに過失があったかどうか」のみを判断する時間であることを確認する。 ・4歳の子どもが公園でどのようにふるまうかを弟や妹がいる生徒に説明させる。
展開② (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ●法的な考え方を習得2 ・ワークシート4(教材P74資料3を基に作成)を読ませる。 ・判決だけでなく和解という紛争解決手続があることを説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・判決は、被告に「過失」があったと認められた場合に限り損害賠償請求が認められる。判決で相手方に対して、謝罪や事件に対する真実を述べさせることを命ず

	<ul style="list-style-type: none"> ●法的な考え方を活用2 ・問2「どのような解決案を提示すべきか」を個人及びグループで考えさせる。 ・発表させる。 	<p>ることはできない。和解では、両者の合意があれば、柔軟な解決策を採ることが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結論としての解決策だけでなく、解決策に至る理由が重要であることを説明し、必ず理由を説明させる。 ・花子とクリステルの主張を表面的に捉えることなく、その主張の背後にある当人らの真意に目を向けて解決策を考察させる。
<p>展開③ (15分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●津隣人訴訟の事件概要を説明する。 ●争点1「子どもを預かった夫婦に責任はあるのか」を考えさせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもを預かった夫婦に過失はあったのか」、「子どもを預ける、監督するという契約は成立していたのか」を考えさせる。 ●争点2「国・県・市に責任はあるのか」を考えさせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・国家賠償法第2条を提示して考えさせる。 ●判決を提示し、判決にどのような感想をもったか聞く。 ●判決後の社会の反応を説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事件の概要は、参考資料を参照。 ・活用すべき法的な考え方として「過失」と、展開①で板書しておいた「契約」があることを説明する。 ・実際には、ため池から土砂を採取した建築業者も損害賠償請求の対象となったが、議論を焦点化するために授業では扱わない。 ・展開①で板書しておいた「行政責任」について国家賠償として説明する。 ・裁判所は原告夫婦もしつけを怠ったとして7割の過失相殺を認めた上で、「危険性を予見でき、親一般の監護義務がある」として、被告夫婦に約527万円の支払いを命じた。国などについては「管理に手落ちはなかった」として原告の訴えを棄却した。

	<p>●法務省の見解が発表されたことを説明する。</p> <p>●日本人の法意識についての研究を説明し、どれが妥当か発表させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原告に嫌がらせが殺到し、訴えを取り下げざるを得なくなったこと、訴えの取り下げに同意せず控訴した被告へも非難が殺到し、取り下げに同意せざるを得なくなったこと、訴えの取り下げにより訴訟自体が法的にはなかったことになったことを説明する。 ・「裁判を受ける権利は、…最も重要な基本的人権のひとつであるところ、…これが侵害されるに至ったことは人権擁護の観点からは極めて遺憾」と発表されたことを説明する。 ・代表的な研究として以下の5つを説明する。 <ol style="list-style-type: none"> ①日本人には裁判を避ける法意識がある（川島） ②歴史的にその法意識が極東を支配していない（大木） ③日本の訴訟率の低さは法曹人口の少なさの帰結（ヘイリー） ④判決が予測でき、争わず和解成立しやすい（ラムザイヤー） ⑤事件の種類（交通事故・公害・製造物責任等）ごとに訴訟率に影響する要因が違う（フット）
<p>まとめ (5分)</p>	<p>●民事裁判の意義・役割について説明する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民事裁判の意義・役割は、侵害された権利を救済したり、ルール違反に対処したりすることによって社会秩序を維持し人々の権利や自由を守ることにあることを説明する。 ・「被害者の権利回復（救済）と将来の不法行為の抑止（秩序）」などと板書する。

※展開③は本校生徒の実態に合わせて、授業者が作成したものである。展開①，展開②までで1授業時間，展開③以降で1授業時間とすることも考えられる。

(3) 実践報告（成果と課題など）

ア 生徒の意見

問1 「クリステルに過失があると判断するか，ないと判断するか」

過失あり（55名）	過失なし（88名）
<ul style="list-style-type: none"> ・スマホを見ていたのだから，回避義務を怠った。 ・4歳の子どもを「6歳以上の遊具」で遊ばせたのは回避義務を怠った。 ・公園で遊ばせたらけがするのだから，家で遊ばせればよかった。回避義務を怠った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマホを見ていても見ていなくても一瞬の出来事だから回避できない。 ・「6歳以上の遊具」というのは法的拘束力があるわけではなく目安だから，回避義務を怠ったとは言えない。 ・これまでも遊んだことがあり，けがしたことはなかったわけだからけがの予見はできない。 ・公園でけがすることは予見できても，一瞬の出来事だからその場で回避することは不可能。

問2 「どのような解決案を提示すべきか」

- ・花子が先に罵声をあびせたことを謝罪し，その後でクリステルがけがをさせたことを謝罪するとともに治療費の一部を負担する。
- ・花子の考えていることと，クリステルが考えていることをそれぞれ言い合い，利害を相互に理解した上で互いに謝罪する。

展開③ 津隣人訴訟判決その後の社会の反応についての生徒の意見

- ・預かった夫婦に過失があるのは当然。
- ・日本的な反応。法と人間関係をごちゃごちゃにしてはダメ。
- ・日本は昔から信頼や友情や愛などあいまいなものに対して疑うことに抵抗をもち続けてきたが，価値観が多様化する中でそれではだめ。

イ 実践の成果

実践の成果は，以下の3点である。

第1に，民事裁判の意義を具体的な事件を取り上げて体験的に考察させたことである。これまでも民事裁判の仕組みについては教科書などでも取り上げられてきたが，具体的な民事事件を取り上げて体験的に考察させる学習は一般的ではなかった。そこで本実践では，具体的な事件から民事裁判の意義

を考察さえることで深い学びとなるように配慮した。

第2に、公民科で不法行為を取り上げた点である。従来の学校教育では、民法法については契約を取り扱うことが多かった。しかし、実際の紛争では民法第709条の不法行為が争点になることが多い。そこで本実践では、法的な考え方として不法行為を習得させ、その上で実際の事件を簡潔にした架空の事件を取り上げて不法行為という考え方を活用しながら考察させた。

第3に、裁判外紛争処理に触れたことである。裁判外紛争処理は近年教科書で記述されることが増えてきたが、公民科では従来はあまり触れられてこなかった。しかし、実際には判決よりも交渉・和解・調停・仲裁などで紛争解決するケースが多い。交渉・和解・調停・仲裁などを具体的な体験を通じて公民科で学習し、紛争解決する力を育成することが重要である。そこで本実践では、裁判外紛争処理の一つである和解を取り上げた。

ウ 実践の課題

実践の課題は、以下の2点である。

第1に、なぜ不法行為という枠組みで考える必要があるのかという点を説明しなかったことである。なぜ「要件-効果」という枠組みを用いて法的に考える必要があるのかという議論の前提を考察させることで民事紛争解決の学習により深みが出る。この部分が課題といえる。

第2に、単元の取扱いである。本授業では、「契約」という概念を用いる部分がある。そうすると、本授業より前に「契約」の学習が必要である。「契約」の学習→「不法行為」の学習という単元構成をするべきであった。

(4) 参考資料（使用教材・資料、授業の様子・板書など）

ア 配布資料

別紙1及び別紙2のとおり。

イ 「近所の善意にも責任を」朝日新聞1983年3月28日夕刊

ウ 「人間関係壊す隣人訴訟」朝日新聞1983年4月4日夕刊

エ 「法務省の見解」朝日新聞1983年4月9日朝刊

オ 『法学教室 2009年11月号(No.350)』有斐閣

カ 資料「津隣人訴訟の概要」

三重県鈴鹿市に住むAさん(当時41歳)は、妻のB子さん(当時37歳)、長女、長男C君(当時3歳)の4人家族。隣の会社員Xさん(当時51歳)一家とはXさんの三男Z君(当時4歳)がC君と同じ幼稚園に通っていて仲が良かったため、親しかった。1977年5月8日、C君とZ君はXさんの家で遊んでいた。そこへB子さんが訪れ、C君を買い物に誘った。遊びに夢中だったC君はこれを拒否し、Xさんの口添えもあって、B子さんはC君をこの家に預けてY子さんに「よろしく」と言って出かけていった。これまでも両家は子供を預け合う間柄だった。日曜日で、Xさんの家では大掃除をしており、子ども2人だけで遊ばせていた。そのうち子ども達は「裏の空き地に行きたい」と言い出した。裏の空き地には池があったが、これまでも子供だけで遊ばせて何か問題を起こしたことがあったわけではなかったし、「ま

あ大丈夫だろう」と思い、許可した。この溜め池の水際まで新興住宅が並んでおり、普段から近所の子供たちの遊び場となっていた。

家に戻ってきたZ君が「Cが泳ぐと言って池に潜り戻ってこない」とXさんに告げると、Xさんは現場の池に駆けつけ、近所の人達が捜索した結果、池に沈んだC君を発見、救急車で運ばれたが、すでに死亡していた。買い物から帰ってきたB子さんは、C君の死を聞かされると、「どうして子供を見ておいてくれなかったんですか」などとXさんらを問いつめたが、感情的になったXさん夫妻は「大掃除で忙しかった」旨を答え、これに応じることはなかった。

事故から7か月後、AさんはXさん夫妻，国，県，市に対し，約2800万円の損害賠償金の支払いを求めて三重県津地裁に裁判を起こした。

5 参考：新学習指導要領における位置付け

新学習指導要領「公共」

大項目「B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」

新学習指導要領「政治・経済」

大項目「A 現代日本にける政治・経済の諸課題」

____組____番 名前()

テーマ：何のために民事裁判はあるのか？—不法行為—

1. 民事紛争

事件の概要は、資料を参照。

2. 法的な考え方「不法行為」—過失—

民法第 709 条（不法行為）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

「過失」とは… 予見できたにもかかわらず、回避しなかった（予見可能性、回避可能性）

3. 裁判の争点 「クリステルに過失があったかどうか」

原告の主張

さくら公園には、6歳以上の子ども向け遊具が4割程度あり、太郎やジョンにとって危険な遊具が多数設置されていた。太郎がそれらの遊具で遊んだら、けがをすると予想できたはずである。だから、太郎から目を離さず、危険な遊具で遊ぼうとしたら止めるべきだった。それなのに、クリステルはスマートフォンを見ていて目を離したので、その間に、太郎が危険な遊具を使用してけがを負ってしまった。クリステルには「過失」がある。

被告の主張

太郎とジョンは、これまで何回もさくら公園に来ており、すべての遊具で遊んだことがあるが、これまで何の問題もなかった。だから、太郎がさくら公園の遊具で遊んでいてけがをすると予想することはできなかった。また、スマートフォンを見ていた理由は、自分たちの居場所を伝えるメールを花子に送る必要があったため、太郎から長時間目を離していたわけではない。私は、太郎のすぐ近くの場所におり、太郎の安全を守るためにできるだけことはやっていた。私に「過失」はない。

➤自分が裁判官なら…クリステルに過失が (ある ない)

理由

- ・予見できたか
- ・回避義務を怠ったか

4. 判決と和解双方の話を聞くと…

原告の話

私はお金が欲しくて裁判を起こしたわけではない。クリステルとは、これまで仲良くしてきたし、クリステルでが親切心で太郎を預かってくれたことは分かっている。だから、最初はクリステルが自分の責任を認めた上できちんと謝り、治療費の一部を負担してくれさえすればそれでいいと思っていた。しかし、クリステルは全然謝る気がないようだし、「これは仕方のない事故だった」などと無責任な言い訳をするばかりで、責任をきちんと認めないので、やむを得ず裁判を起こした。裁判中の今は、マンションのエレベーターなどでクリステルと会ったとき、とても気まずい思いをしており、早くこの件を解決したいと思っている。

被告の話

今回の件は仕方のない事故であり、私が法的な責任を負うのは納得できない。ただ、私の目の前で、太郎がけがをしたことについて、申し訳ない気持ちもあり、当初は花子に謝罪し、治療費の一部を負担するつもりでいた。しかし、病院にきた花子に謝罪しようとした瞬間、花子から罵声をあびせられたことが本当にショックだったし、話子はその後も私の話を全く聞かず、一方的に責任を認めると言ってくるので、私も腹が立っている。花子が罵声をあびせてきたことを謝るまで、こちらから謝る気はない。しかし、今後も同じマンションで暮らしていくことを考えると、いつまでもこの状態が続くと困る。

判決と和解の違い

- ・判決：被告に「過失」があったと認められない限り、損害賠償請求はできない。
- ・和解：両者の合意があれば、柔軟な解決策が可能。

5. 判決か和解か

(1) 判決の場合は、どのような判決を書くか？和解の場合は、どのような和解策か？

判決例：(主文) 被告は原告に対し600万円を支払え。(理由) 監督義務を怠るという過失があった。

6. 津隣人訴訟

(1) 争点

- ・争点1 「預かった夫婦に責任はあるのか？」

法的な考え方1：契約自由の原則「契約」

法的な考え方2：不法行為責任「過失」

- ・争点2 「国・県・市に責任はあるのか？」

法的な考え方3：国家賠償保障

民事裁判の意義は…

「被害者の権利回復」(救済) と
「将来の不法行為の抑止」(秩序)

国家賠償法「第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」

(2) 判決についてどう考えるか？

判決：原告側は預かった夫婦や池を管理する国、三重県などを相手取り総額2900万円の支払いを求めていたが、裁判所は「危険性を予見でき、親一般の監護義務がある」として、被告夫婦に約527万円の支払いを命じた。

国などについては「管理に手落ちはなかった」として原告の訴えを棄却した。

(3) 判決後

原告に嫌がらせが殺到 → 訴えを取り下げ

同意せず控訴した被告へも非難殺到 → 取り下げに同意

7. 日本人の法意識—日本人は法が嫌いか？—

- ①日本人には裁判を避ける法意識がある (川島)
- ②歴史的にその法意識が極東を支配してていない (大木)
- ③日本の訴訟率の低さは法曹人口の少なさの帰結 (ヘイリー)
- ④判決が予測でき、争わず和解成立しやすい (ラムザイヤー)
- ⑤事件の類型 (交通事故・公害等) ごとに訴訟率に影響する要因が違う (フット)

8. 民事法の基本的な考え方

「追い詰められたたった一人を守るもの。それが法なんだ」(木庭)



資料1 事案の内容

- 1 花子とクリステルは、同じマンションに住む仲の良い母親同士で、花子の息子の太郎（4歳）とクリステルの息子のジョン（4歳）も仲が良かった。
- 2 ある日、花子は太郎を連れてクリステル宅を訪れ、太郎とジョンは室内で遊んでいた。その後、買い物に行こうとした花子が太郎を連れて帰ろうとしたところ、太郎が嫌がり、クリステルも「私が預かっているから、買い物に行ってらっしゃいよ」と言ったことから、花子は、クリステルに太郎を預け、買い物に出かけた。しばらくしてから、太郎とジョンが公園に行きたがったので、クリステルは、二人を自宅の裏にあるさくら公園（遊具がたくさんある公園であり、そのうち4割程度が6歳以上の子ども向けの遊具である）に連れて行った。
- 3 さくら公園に着くと、太郎とジョンは、いつものように遊具で遊び始めた。クリステルは、二人が遊具で遊び始めたことに気付いたが、二人はよくさくら公園に来ており、さくら公園にある全ての遊具を使って遊んだことがあったため、二人を止めることはしなかった。そして、クリステルは、太郎とジョンが遊んでいる場所のすぐ近くにあるベンチに座り、スマートフォンを取り出して、花子に対し、さくら公園に来ている旨のメールを打ち始めた。クリステルがメールを打っている最中に、太郎は、6歳以上の子ども向けの遊具（ターザンロープ）で遊び始めたが、手を滑らせてしまい、約0.5メートル下の地面に落下した。太郎がひどく足を痛がっていたため、クリステルは救急車を呼び、太郎は近くの病院に救急搬送された。
- 4 連絡を受けた花子は、すぐに病院に駆け付けた。取り乱した花子は、クリステルに対して、「なぜ注意して見ていなかったの」などと罵声を浴びせて謝罪を求めたが、罵声を浴びせられて感情的になったクリステルはこれに応じることはなかった。太郎は、全治2か月の右足首の骨折と診断され、手術と1か月の入院及びリハビリを余儀なくされた。その後、花子は、クリステルに対し、民法第709条（不法行為による損害賠償）に基づき、治療費500万円と慰謝料100万円、合計600万円の損害賠償金の支払いを求めて裁判を起こした。